

●Q&A 遺言●

Q:私は、遺言書を作成しておきたいと思うのですが、遺言を自分で作成する際に注意する点はあるのでしょうか。

ご自身で作成する遺言であれば、「自筆証書遺言」になります。自筆証書遺言は、読んで字のごとく遺言者本人が自ら記述して作成しなければなりません。ワープロやパソコン等の電子機器の使用、ビデオによる録画、テープレコーダー等での録音、USBメモリ等の機器での保存は、一切認められません。自筆した原文を残さねばなりません。記載する用紙については、特に制約はありませんが、長期保存に耐える、質の良い白紙の紙面にすべきかと思います。筆記用具は油性ボールペンや万年筆が一番良いでしょう。

次に、作成した日付を記述します。「平成●○年△月吉日」と言うあいまいな表現ではなく「平成◆□年●月▽日」（西暦でも可）と記述します。ただ、客観的に特定できるだけのものが記されておれば、日付の要件を満たしますので、例えば「80歳の誕生日の日」または、「定年退職の日」という記載でもよいとされています。さらに、遺言者本人の署名と押印をします。遺言者を特定する為のもので、戸籍上の氏名でなくても有効です。例えば、婚姻前の氏、通称、ペンネーム、芸名でも良いとされています。ただ、戸籍上の氏名で記載すべきでしょう。押印時の印鑑は、実印である必要はございません。認印、三文判で構いません。拇印、指印でも認められるようですが、後でトラブルを防ぐ為にも実印で押印するのがよいでしょう。遺言者本人による記述、日付、署名、押印の条件を満たしておれば、自筆証書遺言は有効ですので、遺言内容はどのような内容でも構いませんが、常識の範囲内で遺言の内容が確実に実行されるように記述するようにしましょう。

遺言執行者を決めておくとは後々、手続きがスムーズにいくので遺言執行者についての内容を盛り込んでおくのも一つの手段です。遺言書を封筒に入れて保存するのであれば、一般的な封筒でかまいません。ただ、封筒に「遺言書」、「発見者は家庭裁判所で検認の請求をすること」と記述し、日付を書いておけば、非常にわかりやすい遺言書になります。最後に訂正についてです。訂正や書き間違えの処理は、厳格な方式が求められておりますので、訂正するというよりは、再度書き直しをするのが無難です。

Q:亡くなった母の遺言書ができました。封筒に入っていて、内容は確認できませんが、封筒に母の氏名とともに遺言書の発見者は、封を切らずに裁判所へもって行くようにと言う指示が書いてありました。どういうことなのでしょう。

自ら自筆で記述した遺言を自筆証書遺言と言います。自筆証書遺言は、特別な費用がかからず遺言の存在を相続人の方々に隠しておける利点があります。ただ、作成した遺言書を紛失してしまったり、あまりにも逸脱した内容の事柄や方式違反のため無効な部分があったり、偽造や変造の危険性もあり、相続開始後に出てきた遺言書の有効性、遺言内容の解釈をめぐって相続人間で争いになることになる欠点もあります。

そして、遺言内容を実現するためには、家庭裁判所に提出して「検認」と言う手続きをしなければなりません。検認とは、遺言執行の前段階として遺言方式に関して事実関係を調査して遺言の内容を確定し、

その後の偽造や変造を防止し、遺言内容の保存を確実にするために行われる手続きです。遺言の内容が有効かどうかを判断する為に行う手続きと勘違いされる方がいらっしゃいますので、注意してください。

発見した自筆証書遺言は上述の通り、まず家庭裁判所で検認を受けねばなりません。もし、封筒に封のある遺言書で検認を受けずに開封してしまった場合は、5万円以下の罰金を支払うことになりかねません。遺言自体の効力に影響は与えませんが、後に相続人間でトラブルのもとになる恐れがありますので、やはり、家庭裁判所にて検認を請求してください。

Q:自分で遺言書を作成しましたが、法律に則って作成しないと、後々トラブルになりかねないという話を聞きました。私が死去した後に、遺言内容に関する不備を残したくありません。多少手間はかかっても構いませんが、何かいい方法はありませんか？

遺言は、遺言者の最後の意思表示として後世に残るものなので、法律により書き方などが厳格に定められています。お問合せの内容に沿った遺言書を作成するのであれば、行政書士などの専門家に相談しながら作成し、それを公正証書化するという方法があり、以下に説明する公正証書遺言が、最も堅実な方法であるといえます。

公正証書遺言は、遺言者が、証人2名以上の立会いのもとで遺言内容を公証人に聞かせ、公証人が筆記してこれを遺言者本人と証人に読み聞かせ、または、閲覧させて遺言書を作成する方式です。

遺言書を作成する段階での不備や、遺言内容の解釈によって争いになる可能性が少なくなることや、遺言書原本が公証役場に保管されるので改ざんや紛失のおそれもなくなること、検認手続きなしに遺言内容が実現できることが利点です。

ただし、公証人に対する報酬が発生する、自筆証書遺言に比べて手続きに手間がかかる、遺言の存在やその内容を秘密にしておくことができない、などといった留意すべき点もあります。また、証人を選択する際には、欠格事由というものがあり、証人になることができない方も存在するので注意が必要です。例をあげると、未成年者、推定相続人などが該当します。

Q:私の母は、幼少の頃より聞くことが不自由で、また話すこともできません。公正証書遺言では、母のような場合でも遺言をすることができるかと聞きました。どのようにして遺言書を作成してもらえるのでしょうか？

平成12年1月より「公正証書遺言の方式の特則」が追加施行されました。おっしゃる通り、身体が不自由な方に対しても、公正証書遺言のメリットを受けることができるように追加されたものです。

基本的に公正証書遺言と作成の方法は同じなのですが、「遺言者が、公証人に口授し、公証人が、遺言者本人と2名以上の証人に遺言内容を読み聞かせる」という部分が便宜上言い換えられています。

まず、話をすることが不自由な方が公正証書遺言を行う場合には、口授に代えて、遺言の趣旨を通訳人の通訳、または自書により伝えることができるようになりました。

聞くことが不自由な方の場合は、公証人が、筆記した遺言内容を、通訳人によって遺言者または証人に伝え、読み聞かせに代えることができるようになりました。なお、ここで言う通訳人とは、特定の資格を必要としているわけではなく、遺言者本人の意思を公証人に伝えることができる方であれば構わない

とされています。そして最後に、公証人その旨を証書に付記することにより完成です。